

## I アメリカ法の特徴——連邦制度と判例法主義

### 1 連邦制度——州と連邦（合衆国）

#### (1) 州による法の違い

◆死刑——ない州：17 州、ある州：33 州（2012 年の執行数 43, TX=15, AZ=OK=MS=6, FL=OH=3,

SD=2, DE=ID=1, 24 州=0）（2011 年 34 州；2011 年の執行数 43, TX=13, AL=6, OH=5, AZ=GA=4, FL=MS=OK=2, DE=ID=MO=SC=VA=1, 21 州=0）

（<http://www.deathpenaltyinfo.org/documents/FactSheet.pdf>）

◆代理母——約半数の州が法律を制定している。刑罰を科して禁止する州 5 州、民事罰（civil penalty=過料）を課す州、代理母契約を無効とする州、強制的に実現できないものとする州、合法化している州 5 州。

◆医師による自殺帮助（致死的薬物の処方・投与）——刑法中の自殺帮助規定の適用によって禁止する州（NY, WA, 1997），法律で許容する州（OR, 1997, WA, 2008），判例で許容する州（MT, 2009）【なお、治療中止を求める権利は、憲法上の権利または判例法上の権利として確立されている。】

#### (2) 国のあり方

◆unitary state（単一国家）

◆federal state（連邦国家）——国法（米国の場合は合衆国憲法）上の国家の結合、連邦の法は各 state の国民にも直接効果を及ぼす。

◆confederation of states（国家連合）——条約に基づく諸国家の平等な結合、諸国家の関係は国際法上の関係】

◆“Federal”のことば。

◆「連邦」の言葉＝「合衆国」と同じ意味で用いることが多い。

#### (3) アメリカの連邦制度

##### ①州が第一次的統治権を持つ

制度的にも——連邦は合衆国憲法によって州から委譲された権限のみを行使できる。州の統治権は一般的、連邦の統治権は合衆国憲法に掲げられたものに限られる。

歴史的にも——13 州の独立：1776 年 7 月 4 日。合衆国の成立：合衆国憲法の発効日——1788 年 6 月 21 日（連合規約の大陸会議可決日 1777 年 11 月 15 日、成立日 1781 年 3 月 1 日、合衆国憲法の憲法制定会議可決日 1787 年 9 月 17 日）。

②法の形成という面でみると、実体法については、一般刑法や民法や商法の分野などは連邦にそれを形成する権限が与えられておらず、州の議会や裁判所によって形成された州法が適用される。もっとも、麻薬事件、密輸事件、郵便事件などについては連邦の刑法の適用があり、その執行のための連邦刑訴がある。民事については、連邦法事件だけでなく州法事件も連邦裁で処理される場合があり、その関係で連邦民訴がある。なお、憲法については、州憲法もある（念のため）。

しかし、合衆国（連邦）が扱う問題もある——合衆国憲法上の権限（たとえば州際通商・歳出権限・郵便権限）の根拠が必要。

## 2 判例法主義

### (1) 法=裁判規範をどこに求めるか？

わが国やドイツ、フランスなどの国々では、（あらかじめ議会によって一般的、抽象的に定められた）法典、法律（制定法）に求める（制定法主義）。

アメリカ、その母国たるイギリスなどでは、判例（過去に裁判所が同種の事件において下した判断）に求める（判例法主義）。

(2) わが国では、判例とは、過去の判決のうち現在も拘束力を持つものをいうとされる（そうでない過去の判決は「裁判例」と呼ばれる）。

わが国でも判例は、事実上、ある程度の拘束力を持ってはいる

**刑事訴訟法 405 条 1 項 2 号**

第 405 条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

**民事訴訟法 318 条 1 項**

第 318 条① 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

しかし、基本的には、具体的な事件における制定法の解釈例に過ぎないとされている。わが国の判決理由のなかにおける過去の裁判例の参照は少ない。とくに、下級審判決の引用はないに等しい。判決は、法律の規定の論理的操作によって導き出されるという建前に沿っている（法律→事実→判決）。

憲法第 76 条③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(3) これに対して、アメリカでは、契約法や不法行為法など法の基本的分野について法典、法律がない（カリフォルニア州などの例外もあるが）。また法律がある分野も多いが、その解釈では常に、以前の裁判所の判断が参考される。また制定法解釈の基本原理も、判例によって確立されている（過去の判決〔事実→判決〕の事実と、現在の事件の事実を比較して判決を導く）。

**II 英米法・英米法系**

イングランドおよびイングランドの法を継承した国々の法全体：共通の特徴＝ローマ法の影響が小さい。

**III 英米法系に属する地域**

教科書 1～2 頁。

**IV 英米法と大陸法**

ローマ法の影響の大小——ゲルマン法の影響の残存、E.g., 陪審制度、法の支配。